

アルバイトをしたいのですが 「資格外活動の許可」 ってなんですか



時間があるから働きたい。誰もが考えます。しかし外国人の活動はビザの種類によって制限されています。今月は意外に知らない「資格外活動の許可」について解説します

日本に在留する外国人の活動は、それぞれの在留資格に応じて定められています。それ以外に収入を伴ったり報酬を受ける活動をしたい時は、「資格外活動の許可」を受けなければなりません。本来の在留資格で認められている活動以外のことをするので、本来の活動に支障がない限られた範囲で、働くことになります。

★資格外活動許可をもらって働く場合

①留学ビザ+資格外活動許可：1週28時間まで、夏休み等は1日8時間まで働けます。

在籍する学校との契約に基づいて教育や研究の補助をする場合は、資格外活動の許可を受けなくてよい。風俗営業などに従事することは禁止です。

②家族滞在ビザ+資格外活動許可：1週28時間まで働けます。風俗営業等に従事することは禁止です。

*その他、就労系のビザを持っている人が資格外活動で語学の先生をしたりするケースもあります。

★資格外活動許可をもらいたい時

①許可申請書と在留カード、またもしアルバイト先からもらえれば、仕事の内容がわかる雇用契約書などを持って、入局管理局に申請する。手数料は無料です。

②2週間から2か月で申請が受けられ、パスポートに「資格外活動」のシールが貼られるか、あるいは資格外活動許可書がもらいます。在留カードにも、資格外活動許可を得ている旨が記載されます。

★企業が外国人を雇い入れる時

就労が認められている人かどうか、週に何時間働けるのかなどを確認することが義務づけられています。ところが、本来は週に28時間しか働けないはずなのに時間をオーバーして働いている人を見かけます。

資格外活動許可はあくまでも本来の在留資格で許される活動以外に、アルバイト的に働けるというものです。

たとえば家族滞在ビザは、就労ビザ（あるいは留学生ビザ）を持っている人の配偶者や子どもに出るビザですが、本来は就労ビザを持っている稼ぎ手の収入で一家が生活していくことを前提に（あるいは留学している人なら、学費以外に家族の生活費も準備できた上で家族を呼び寄せていることを前提に）家族滞在ビザが出ているので、資格外活動の限度を超えて働くことは法律違反になってしまいます。

★資格外活動許可で許されている範囲を超えた時

許可された範囲を超えて働いていたことが入管に発覚すると、次回のビザ更新などの際に不利になる可能性もあります。また、風俗営業など元々許可されていない活動をしていた場合には、在留資格そのものが剥奪されてしまうこともありますので、注意が必要です。

平成26年度公立保育所・私立保育園、市立放課後児童クラブの申し込み開始

11月は各市町で、26年度に募集する市立保育所や私立保育園、市立放課後児童クラブの申し込みを始める時期です。お住まいの市町によって申し込み日が異なっていますのでご希望の方は役所で確認し、遅れることのないようにしてください。

(例)富士見市の「保育所入所」

- ・市役所 11/16、9:00~15:00 ・水谷公民館 11/14、13:30~16:00
- ・ふじみ野交流センター 11/15、13:30~16:00

富士見市放課後児童クラブ

- ・市役所 11/9、9:00~12:00 ・水谷公民館 11/7、13:30~16:30
- ・ふじみ野交流センター 11/8、13:30~16:30



国民健康保険の「特定健康診査」が11月30日(土)で終了になります!

私は健康には、いつも注意しているからだいじょうぶ……。多くの方はそう信じて毎日を過ごしておられることでしょう。でも、体調は急変すると言われます。家族の皆さんの幸せのためにも毎年1回は健康診断を受けましょう。40歳以上で国民健康保険に入っている方の「特定健康診査」が今月30日(土)で終わります。

対象者は低料金で健康診断を受けることができますので、ぜひ受診することをお勧めいたします。お近くの病院や「健康増進センター」(049-252-3771)に問い合わせてみましょう。健診を受ける時は、保険証、受診券(5月下旬に送られています)、自己負担金(1,000円)を用意してください。受診は血液検査など数種類ありますが、簡単に終了いたします。

富士見市恒例「国際交流フォーラム」に出かけてみませんか

■11月10日(日) ふじみ野交流センター 12時~4時

ふじみ野駅東口から徒歩10分。ふじみ野交流センターで毎年人気の「国際交流フォーラム」が開かれます。日ごろ余りお話しをする機会のない外国籍の住民と日本人が、お互いに理解を深め合おうという目的で実施しているイベントです。

お楽しみは盛りだくさん。世界から集められた民族衣装の紹介と、それを着ての写真撮影。日本に住んで体験した外国籍市民の感想を語ってもらう「在日外国人の主張」にはFICECの日本語教室で学んだ友人も参加しています。他に自分だけの印鑑が無料で作れる「篆刻」。東京外国語大学の団体によるセルビアとフィリピンの踊り、世界のお菓子などで秋の休日をゆったりと国際色に包まれた会場で過ごしてみたいかがでしょうか。

国際交流フォーラム
11月10日(日) 12時~16時
場所: ふじみ野交流センター

12:00~14:00
① 大歓迎会
② 民族衣装の紹介
③ 民族衣装の試着
④ 民族衣装の撮影
⑤ 民族衣装の紹介
⑥ 民族衣装の試着
⑦ 民族衣装の撮影
⑧ 民族衣装の紹介
⑨ 民族衣装の試着
⑩ 民族衣装の撮影

14:00~15:00
⑪ 在日外国人の主張
⑫ 篆刻体験

【主催】富士見市/富士見市役所委員会/富士見市国際友好協会